

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山武市

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 86.2% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 96.6% |
| 全職員 | 69.4% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | —% |
| 本庁課長相当職 | 96.3% |
| 本庁課長補佐相当職 | 100.9% |
| 本庁係長相当職 | 95.4% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 85.4% |
| 31～35年 | 87.2% |
| 26～30年 | 91.9% |
| 21～25年 | 95.6% |
| 16～20年 | 96.3% |
| 11～15年 | 92.9% |
| 6～10年 | 98.2% |
| 1～5年 | 75.9% |

【説明欄】

- ・ 相対的に給与水準が低い若手職員（1・2級職員）の女性の割合が、6割を超えており、任期の定めのない常勤職員における給与の差異の拡大要因となっている。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、短時間勤務者（勤務時間が一般職員に比して短い者）については、その者の勤務時間・日数を162.75時間・21日（月：21日換算）で按分した数を職員数としている。
- ・ 相対的に給与水準が低い会計年度任用職員が全職員の34.1%を占め、さらにその88.7%が女性であるため、全職員における給与の差異の拡大要因となっている。
- ・ 役職段階別について、本庁部局長・次長相当職に女性がいないため、記載なし。
- ・ 勤続年数別について、勤続年数1～5年においては、県及び県教育委員会からの出向職員が含まれており、全員男性であるため、当該区分における差異の拡大要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。